

平成 26 年度 ふじ自治会定例総会議事次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 成立確認
4. 議長選出
5. 議事
 - (1) 平成 26 年度 ふじ自治会活動報告 . . . P4
 - (2) 平成 26 年度 ふじ自治会会計報告 . . . P8
 - (3) ふじ自治会会則, 自主防災会規約改定 . P11
 - (4) 平成 27 年度 ふじ自治会活動計画(案) . P22
 - (5) 平成 27 年度 ふじ自治会予算(案) . . . P23
 - (6) 平成 27 年度 役員承認 P24
6. 議長退任
7. 平成 26 年度役員退任挨拶
8. 閉会

平成 26 年度 ふじ自治会活動報告と総括

報告内容を分かり易く説明するため、また総会議事進行でポイントを絞り易くするため、平成 26 年度ふじ自治会活動報告について補足資料を作成しました。

平成 26 年度の活動で特記事項に相当するものをここに掲げています。それ以外の定例事項については、本文の「平成 26 年度 ふじ自治会活動報告」に掲載していますのでご覧下さい。また、各部活動報告も本文に掲載していますので併せ参照下さい。

<ふじ自治会会員数>

- ・今年度引継ぎ時 : 180 世帯 (4/12 時点 : 179 世帯)
- ・10 月 1 日時点 : 184 世帯 (1 班より 5 世帯加入)
- ・次年度引継ぎ : 183 世帯 (12 月 : 3 班より 1 世帯転出)

「平成 26 年度活動計画」の各項目に対するまとめ

I : 自主防災活動の推進

- ・今年度、新たに 4 名の方が藤沢市防災リーダー講習を受講/修了しました。
- ・湘南大庭地区防災訓練(図上訓練)、・小糸小/西高避難施設自主防災訓練へ参加。
- ・「要介護者調査、および要介護者名簿の見直し」については今年度より藤沢市が「避難行動要支援者」の調査を実施し各自治会(自主防災会)に提供することになったのを受け、この調査結果を基に取り組むこととしました。しかし、市から「避難行動要支援者」リストの提示が年明け 1 月になってしまったため、今年度はリスト受領にとどめ避難支援体制の具体化等は次年度活動として申し送ることになりました。申請者 : 26 名

→現行の自主防災会規約関連は、大庭地区防災組織との連携強化と、会員に理解し易い内容に全面見直す時期にあると判断し、大庭地区防災協議会が示す「防災計画」、「自主防災会規約」を基に“見直し活動”を展開しました。

→防災委員(防災リーダー)とレビュー・意見交換を行い、さらに大庭地区防災協議会にも支援いただき(改定案)をまとめました。 **第 3 号議案として提案。**

×備蓄資機材の点検と期限切れ消火器は交換したが、発電機の動作確認は未実施。

II : 自治会基本活動の継続

- ・各部の活動詳細は 5 ページ以降の 2. 各部活動報告に記載。
- ・市と 5 年間の土地使用賃貸契約締結。 ・集会所備品点検と備品台帳更新
- ・役員の負担調整を目的に、次年度より集会所管理を総務から外し別の役員に兼務担当頂くことにしました。(24 ページ参照)
- ・集会所建物調査実施・・・一級建築士による目視調査を実施
→対応要否については次年度活動計画に反映しました。

→一般会計の毎年度繰越金増の実態、また今年度より「資源ごみ回収金」の一般会計編入に伴い自治会費を 400 円から 300 円とする会則(案)を **第 3 号議案として提案。**

Ⅲ:自治会への新たな加入の推進

- ・1班の方へ入会に向けたお願いと打合せを行い 5世帯から入会届を頂きました。

→役員選出規約に関する<申し送り事項>として

10世帯未満となった班は、5世帯以上なら隔年、4世帯以下なら3年間隔等で役員候補を選出。班長は各班で立て自班内を担当する。 **第3号議案を提案**

Ⅳ:会員相互の親睦・融和の推進

- ・小糸地区夏祭りは恒例の「輪投げ」模擬店を景品600個準備し、役員総出で担当。
- ・小糸地区レクレーション大会に約60名参加し盛況。総合成績11位
- ・同好会は今年度新たに2同好会が発足し7同好会が活動。詳細は7頁参照。
- ・集会所設備/備品類改善(カーテン, 女子トイレ暖房便座, 玄関センサーライト, 消火器, ケトル, リモコン・時計の電池交換など。および電子レンジ新設)
- ・集会所予約の簡素化(HP・メール・FAXなどで利便性向上)。利用手引き改訂実施

→4月の役員会で、情報共有の一環とし「ふじ自治会」のホームページ(HP)開設を決め、湘南大庭ポータルサイト運営委員会に協力を求め突貫工事で開設。

(藤沢市が推奨するインフラを活用。インフラの使用は無料)

- ・会則, 規約類, 役員会議事録, 各種活動予定, 活動報告, 自治会設備鍵保管者一覧, 集会所予約状況, HPから集会所を直接予約, 各同好会情報・・・などを掲載しており, 見たい時は, 何時でも, 何処からでも見ることが可能です。ふじ自治会のHPの検索は, **ふじ自治会** で検索出来ます。

<http://fujisawa-snooba.ecom-plat.jp/group.php?gid=10363>

(注)「ふじ自治会ホームページ運営規約」を制定し管理・運営して行きますので活用願います。また, HP運営委員会への積極的参画を期待しています。

×子供会活動の復活については, 保護者側へ何度か打診しましたが賛同いただけませんでした。

Ⅴ:湘南ベルマーレアスレティックセンター運営等への対応

- ・今年度の活動については, 回覧や「ふじ自治会」ホームページに掲載・ご報告している通りです。今後も, 環境改善に向けた活動を継続して行きますので, ご協力下さるようお願いいたします。

平成26年度役員

	2班 渡辺	3班 藤田	4班 小笠原
5班 浅井	6班 川崎	7班 片桐	8班 市川
9班 川田	10班 高原	11班 古島	12班 秋山
13班 桑原	14班 久永	2班 丸山(監査)	6班 原(監査)

平成26年度班長

1班 吉村	2班 三神	3班 加藤	4班 斎藤
5班 田中	6班 林	7班 西尾	8班 近藤
9班 二宮	10班 岡本	11班 大橋	12班 佐々木
13班 井上	14班 高市		

役員・班長1年間ご苦労さまでした。

平成26年度 ふじ自治会活動報告

1. 定例役員会活動報告(8月除く毎月第3土曜 19:00~21:00)・・・詳細議事録はHPに掲載

月	主な議題	内容
4	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度総会対応 ・会員数確認 ・会員への情報提供(役員・班長合同会議) 	<ul style="list-style-type: none"> * 総会議事録確認, 会則/役員選出規約/同好会助成規程の改廃確認, および平成26年度計画の確認 * 引継ぎ時180世帯→4月12日時点179世帯 * 大庭センターの協力を得「ふじ自治会」HPを開設
5	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会費 ・集会所関連 ・同好会事業助成金 	<ul style="list-style-type: none"> * 上期自治会費集金 * 市と5年間の土地使用賃貸契約締結。火災保険契約。 * 編み物, ピンポン, 藤月会の集会所定期使用申請を承認 * 白球会, ソフトボール, 健歩会, ピンポン同好会申請を承認
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーレ対応 ・1班復帰に向けて ・自主防災会 ・集会所利用の手引き 	<ul style="list-style-type: none"> * 営業時間終了21時の陳情は不承認 * 1班の方へ二回入会をお願いをした結果 5世帯より入会届 * 防災委員(防災リーダー)へ26年度活動計画を説明 * 手続きの簡素化と役員負担調整を目的に改訂
7	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り準備 ・防災倉庫点検 ・大庭地区防災訓練 ・鍵管理 	<ul style="list-style-type: none"> * 夏祭りは「輪投げ」模擬店を役員全員で担当 景品として600人分の菓子・おもちゃを準備 * 消火器5個期限切れ(集会所備え付け消火器2個も期限切れ) * 湘南大庭地区防災訓練(図上訓練)4名参加 * 各設備の鍵保管者をHPに掲載
9	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション大会準備 ・敬老祝い品贈呈 ・集会所カーテン ・上期活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> * レクリエーション大会は階段席(テント, ブルシート不要), 役員全員参加 今回もノンアルコールビールは不提供とする * 80/90/99/100歳以上を対象に回覧で調査→申請1名 * 洋室のカーテン, カーテンランナーを交換 * 上期活動報告を審議・承認→回覧で報告 * 1班5世帯入会→会員数: 184世帯
10	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会規約改定 ・消火器交換 	<ul style="list-style-type: none"> * 大庭地区の防災組織に連携した「自主防災会規約」と「防災計画」への改定検討→防災委員と打合せ * 期限切れ消火器の廃棄・交換実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会費 ・防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> * 下期自治会費集金 * 小糸小・西高避難施設自主防災訓練11名参加
12	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数 ・集会所備品確認 ・自主防災会規約改定 	<ul style="list-style-type: none"> * 3班1世帯転出→会員数: 183世帯 * 机20/椅子60脚等H22年調査と大差なし→備品台帳更新 * 大庭地区防災協議会と「自主防災会規約(案)」関連レビュー
1	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者 ・集会所建物調査報告 ・会費100円削減 ・集会所設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> * 市からリスト入手。取扱い及び具体的取組は次年度へ * 報告書はHPに掲載。塗装等リニューアル検討は次年度へ * 総会の議案に会費削減議案(400→300)を提出する * 女子トイレ便座の暖房故障調査→交換, 電子レンジ設置
2	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者 ・H27年度役員選定 ・総会資料準備 	<ul style="list-style-type: none"> * 市が該当者に再申請(再確認)中。3月中にリスト再入手予定 * H27年度会長以下新役員を選定(2/7) * 活動報告のまとめを実施。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・総会準備 	<ul style="list-style-type: none"> * 大庭公民館で資料コピー →3/14役員会で製本→各戸配布

2. 各部活動報告

<会長>

- (1) 市行政等外部との窓口
- (2) 湘南大庭地区自治会連合会
- (3) 湘南大庭防災協議会, 西高避難施設運営委員会

<副会長>

- (1) ベルマーレ対応委員会, 「小糸市民の家」運営委員会, 小糸地区社体協理事会
- (2) 集会所建物調査&調査報告書
- (3) HP 投稿/更新
- (4) その他, 会長の代行としていくつかの行事に参加

<総務>

- (1) 役員会司会, 総会資料取り纏め, ふじ自治会内諸課題対応, HP 立上げ/運営
- (2) 役員会議事録作成, 集会所設備/備品改善, 集会所利用管理, HP 投稿/更新

<会計>

- (1) 通帳名義変更手続き, 一般会計の入出金事務
- (2) 前期/後期 自治会費集金(各戸集金は各班長に依頼)・預金業務
- (3) 赤十字分担金, 赤い羽根/年末助け合い共同募金 払い込み
- (4) 環境衛生口座の入出金事務
- (5) 決算報告書作成&会計監査
- (6) 次年度予算(案)作成

<体育部>

- (1) 「体育だより」を発行し, 各イベントへの参加募集と結果等報告
第1号; 第1回グランドゴルフ大会 (6月15日 7名参加・7位)
第2号; ペタング&スポンジテニス大会 (6月22日)
第3号; バウンドテニス大会 (7月13日 7名参加・5位)
第4号; 男子ソフトボール大会 (9月21日 12名参加・優勝)
第5号; 小糸地区「夏祭り」報告 (8月2日)
第6号; 第33回小糸地区レクレーション大会 (10月12日)
第7号; レクレーション大会プログラム配布
第8号; 第2回グランドゴルフ大会 (11月16日 6名参加・5位)
第9号; 小糸ウォーク (11月23日)
第10号; スポーツ吹き矢 (12月7日 4名参加・4位)
第11号; ソフトバレーボール大会 (1月18日 8名参加・2位)
第12号; カローリング大会 (2月1日 12名参加・6位)
- (2) 「小糸地区夏祭り」役員総出で「輪投げ」模擬店を運営
→袋つめ景品 600個準備し完売(水鉄砲が大人気) *景品代は社体協より
- (3) 「小糸地区レクレーション大会」開催案内・参加要請
→昼食・飲み物・子供用お菓子など用意。約60名参加, 総合順位: 11位
- (4) 小糸社体協運営委員会出席
- (5) 小糸小プール監視指導員講習, 開放監視活動
*男子ソフトボール大会4連覇達成, ソフトバレーボール2位

<環境衛生部>

- (1) 台谷公園・遊歩道等の清掃（毎月 1 回担当班により実施）
→雨天中止もなく 11 回実施
- (2) 湘南大庭地区生活環境協議会出席
- (3) 湘南大庭ふるさと祭り手伝い
- (4) ベルマーレ対応委員会

<防犯防火部>

- (1) 防犯パトロールの実施（毎月 2 回担当班により実施）
→雨天を除き 20 回実施
- (2) 湘南大庭地区防犯協会出席
- (3) 湘南大庭防犯パトロール隊参加
*トピックス；防犯灯 LED 化 今年度 11 灯

<交通安全部>

- (1) 湘南大庭地区交通安全対策協議会出席
- (2) 夏/秋/年末の交通事故防止推進会議出席・キャンペーン参加
- (3) 湘南大庭ふるさと祭り手伝い

<広報文化部>

- (1) 年間(1 月末)の処理件数 回覧物；118 件，配布物；49 件，掲示物；9 件

<社会福祉部>

- (1) 敬老の日対応
 - ・対象者(80 歳/90 歳/99 歳/100 歳以上)を回覧で調査
 - 申請者(1 名)に対し記念品贈呈
 - ・湘南大庭地区敬老会出席者見送り
- (2) 湘南大庭地区社会福祉協議会出席
- (3) 湘南大庭ふるさと祭り「福祉バザー」手伝い

<防災部>

- (1) 自主防災会関連
 - ①自治会長名で防災委員を指名・依頼
 - ②防災委員からのアドバイス会(6 月 8 日)
 - ③組織/役割分担表作成
 - ④防災備品リストを基に災倉庫内の資機材点検(6 月 29 日)
 - ⑤集会所・防災倉庫の期限切れ消火器交換
 - ⑥湘南大庭地区防災訓練(図上訓練)(8 月 26 日) 4 名参加
 - ⑦小糸小・西高避難施設自主防災訓練(11 月 9 日) 11 名参加
 - ⑧自主防災会規約ほか見直し作業
- (2) 湘南大庭地区防災協議会出席，西高避難施設運営委員会出席

3. 平成26年度 同好会活動報告

ふじ自治会員の親睦を深める一貫として結成された各同好会から、今年度の活動報告を受けましたのでご報告いたします。

- (1) ピンポン同好会 代表者：岡野
<活動日> 毎月第4土曜日 10:00～12:30
<会員数> 8名 <場所> ふじ自治会集会所洋室
<助成金> 1万円交付
- (2) 藤月会（太極拳） 代表者：宇多村
<活動日> 毎月第2・4月曜日 13:00～16:00
<会員数> 6名 <場所> ふじ自治会集会所洋室
- (3) 編み物同好会 代表者：矢野
<活動日> 毎月第2・4火曜日 13:00～16:00
<会員数> 9名 <場所> ふじ自治会集会所洋室
- (4) ふじ白球会 代表者：渡辺
<活動> 4回のゴルフ大会実施(会員コンペ3回, ふじ会親睦大会1回)
その他会員親睦を適宜開催
<会員数> 17名 <助成金> 2万円交付
- (5) ソフトボール同好会 代表者：井出
<活動> 各種大会参加。9月21日小糸地区男子ソフトボール大会4連覇
<会員数> 14名 <助成金> 2万円交付
- (6) 健歩会 代表者：舟橋
<活動日> 原則毎月1回例会(土曜日)開催
<会員数> 18名 <助成金> 2万円交付
- (7) 女子会 Yom Yom 同好会 代表者：松下
<活動日> 毎月第2土曜日 10:00～12:00
<会員数> 3名 <場所> ふじ自治会集会所洋室

今年は、新たに「健歩会」、「女子会 Yom Yom」の二つの同好会が発足しました。今後も、各同好会活動が活発に行われ、ふじ自治会会員相互の親睦が益々深まるよう期待します。

また、各同好会の活動予定、活動報告、会員募集などHPへの投稿・活用も期待します。

平成26年度 ふじ自治会決算報告書

1. 一般会計(収入の部)

(単位 円)

費目	予算	決算	備考
自治会費	1,080,000	1,089,000	
前期分	540,000	540,000	3000×(179+1)
後期分	540,000	549,000	3000×(184-1)
藤沢市交付金	106,000	108,200	
広報等配布交付金	52,200	53,360	290×184
事務費交付金	53,800	54,840	260×184+7000
資源ごみ回収金	60,000	59,893	
1～3月分	15,000	14,629	
4～6月分	15,000	12,492	
7～9月分	15,000	17,078	
10～12月分	15,000	15,694	
雑収入	360	398	預金利息
小計	1,246,360	1,257,491	
前年度繰越金			
合計			

2. 一般会計(支出の部)

(単位 円)

費目	予算	決算	備考
総務費	258,000	207,900	
電気代	30,000	28,080	27年2月引落分迄
ガス代	10,000	8,928	27年2月引落分迄
上下水道代	18,000	17,674	27年2月引落分迄
会員名簿印刷代	30,000	0	
前期総会資料印刷代	80,000	70,473	
コピー代等	40,000	10,121	諸資料作成費等
集会所維持費	50,000	72,624	カーテン, 消火器, レンジ, 便座他
社会福祉費	145,000	96,213	
赤十字社	40,000	38,133	(207×179)、交通費
高齢者祝い品	40,000	3,080	(2000×1)、交通費
赤い羽根	45,000	40,000	
年末助け合い	20,000	15,000	
体育費	100,000	84,665	
夏祭り	10,000	7,919	
レクリエーション大会	60,000	45,791	
その他大会	30,000	30,955	
防災費	100,000	14,271	消火器交換・廃棄他
防犯防火費	100,000	17,737	防犯パトロール時のお茶
環境衛生費	10,000	0	
広報文化費	10,000	2,314	ビニール袋
交通安全費	10,000	0	
同好会助成金	60,000	70,000	ゴルフ, ソフトボール, 卓球, 健歩
活動諸経費	152,000	144,960	
集会所火災保険料	35,000	32,760	
社体協分担金	55,000	53,700	
各種団体会費	37,000	38,500	大庭地区自治会連合会
厚志等	25,000	20,000	弔慰金×2, 厚志×2(各5千円)
予備費	100,000	0	
建替え積立金	216,000	217,800	600×[(179+1)+(184-1)]
小計	1,261,000	855,860	
翌年度繰越金			
合計			

3. 特別会計(収支)

(単位 円)

費目	予算	決算	備考
前年度繰越金			①
定期預金			立替積立金口座
普通預金			特別会計口座
普通預金			建築協定会費口座
建替え積立金	216,000	217,800	②
前期分	108,000	108,000	600×(179+1)
後期分	108,000	109,800	600×(184-1)
建築協定会費	0	0	③
雑収入	2,302	2,394	④
定期預金利息	2,100	2,173	立替積立金口座
普通預金利息	200	219	特別会計口座
普通預金利息	2	2	建築協定会費口座
小計	218,302	220,194	⑤=②+③+④
翌年度繰越金			①+⑤
定期預金			立替積立金口座
普通預金			特別会計口座
普通預金			建築協定会費口座

平成26年度 会計監査報告書

別途の通り、会計簿、預金通帳、決算書を報告いたします。

平成 27年 3月 日

ふじ自治会会長 _____

会計部長 _____

ふじ自治会の平成26年度決算報告書、証拠書類、諸伝票を監査した結果適正かつ正確であることを確認しました。

平成 27年 3月 日

会計監査 _____

会計監査 _____

平成26年度 台谷公園愛護会会計報告

			(単位 円)			
平成	月	日	適用	収入	支出	残高
			前年度繰越金			
26	6	20	今年度市からの交付金	50,000		50,000
26	8	11	利息			
27	2	9	利息			
			(収入計)①			50,000
			(支出内訳:愛護会累積分・従来区分)			(支出累計)
26	9	26	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		11,600	11,600
26	9	26	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		8,600	20,200
26	9	26	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		12,000	32,200
26	11	17	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		2,000	34,200
27	12	20	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		2,000	36,200
27	1	19	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		1,000	37,200
27	2	27	愛護会参加者お礼用ゴミ袋		3,000	40,200
			(小計)②			40,200
			(支出内訳:市からの交付金分・従来区分)			
26	6	20	苗		3,571	3,571
26	6	20	飲料		2,688	6,259
26	9	26	軍手		684	6,943
26	9	26	飲料		3,200	10,143
26	9	26	飲料		496	10,639
26	12	20	飲料		760	11,399
27	1	5	軍手・飲料		456	11,855
27	2	27	軍手・飲料		1,836	13,691
			(小計)③			13,691
			(支出合計)②+③			53,891
			④			
			次年度繰越金(①-④)			

(注) 従来、市交付金(50,000円)と③との差額(36,309円)については、市へ返納していたが今般、市より②の支出についても交付金を充当しても良いとの了解を得た。従って、支出合計が50,000円以上の為返納は無い。50,000円を超える分(3,891円)は愛護会会計より支出。

上記の通り報告いたします。

平成 27年 2月28日

台谷公園愛護会会長
(環境衛生部長)

会計責任者(会計部長)

会計監査

ふじ自治会会則, 自主防災会規約改定(案)

1. ふじ自治会会則改定

- ✓ 毎年度一般会計の繰越金増の実態, また今年度から「資源ごみ回収金」を一般会計へ組換えたのに伴い, 自治会費月額 400 円を 300 円に減額改定する提案

(会計)

- 第11条** 1 この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。
2 会費は月額 400 円とし、入会金は徴収しない。集会所建て替え資金として月額 100 円を積み立てる。会費、積立金とも中途脱会者には返金しない。



(会計)

- 第11条** 1 この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。
2 会費は月額 300 円とし、入会金は徴収しない。集会所建て替え資金として月額 100 円を積み立てる。会費、積立金とも中途脱会者には返金しない。

- ✓ 名称改訂

(建築協定運営委員会)

- 第15条** 湘南ライフタウンC地区(旧)建築協定書に基づく大庭 5066～5082 の建築協定運営



(建築協定運営委員会)・・・95.12.3臨時総会で「ふじ会地区建築協定書」に名称変更された。

- 第15条** ふじ会地区建築協定書に基づく大庭 5066～5082 の建築協定運営

2. ふじ自治会役員選出規約に関する「申し送り事項」追記

- ✓ 「1名以上の部長候補を選出しても良い」に関する補足

3. ふじ自治会自主防災会規約の全面改定, および基本計画, 年度計画を統合し新たに「防災計画」を制定する提案

大庭地区防災訓練(図上訓練), 小糸小・西高避難施設防災訓練, 防災リーダー講習会等に参加し, ふじ自治会の自主防災会関連の現行規約・基本計画・年度活動計画/組織役割分担図等を見ると

- ✓ 大庭地区防災計画(拠点本部, 避難施設運営委員会)との整合性を重視し, 会員に理解しやすい具体性のある計画に見直す時期にきていると判断しました。
そこで, 大庭地区防災協議会が提示している「防災計画」, 「自主防災規約」を基にふじ自治会自主防災会としての(改定案)を作成し
 - ふじ自治会防災委員の方々と意見交換会を行い, 意見を反映
 - 大庭地区防災協議会の方に大庭地区拠点本部, 避難施設運営委員会の視点でレビューして頂き(改定案)をまとめ上げました。

なお, (改定案)では

- ◇ 防災委員(防災リーダー)の方に積極参加いただく
⇒副会長, 及び情報収集, 避難誘導, 救出救護, 食糧・物資受入の各 GL を担当。
- ◇ 自治会の各班でのまとまりを重視したグループ構成 としています。

ふじ自治会会則（案）

（名称及び事務所）

第1条 この会はふじ自治会と称し、事務所を大庭 5074 番地の 8 ふじ自治会集会所におく。

（組織）

第2条 この会は大庭 5066～5082 の区域内に居住するもので組織する。
但し近隣入会希望者も入会することができる。

（目的）

第3条 この会は民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて地域住民の親睦並びに共同福祉の増進をはかることを目的とする。

（事業）

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の部をおき各事業を行う。

- (1) 総務部 総会、役員会の開催、会員との連絡その他他の部に属さない事項に関する事。
- (2) 環境衛生部 環境衛生、公園愛護会の運営等に関する事。
- (3) 防犯防火部 防犯灯の維持、火災の防止、その他防犯防火に関する事。
- (4) 交通安全部 交通安全並びに、交通事故の防止に関する事。
- (5) 広報文化部 広報活動並びに、文化活動に関する事。
- (6) 体育部 社体協活動を含む体育、レクレーション等に関する事。
- (7) 子供会部 子供の健全育成に関する事。（部長は、子供会役員の中から1名選出される。）
- (8) 社会福祉部 社会福祉に関する事。
- (9) 老人会部 老人会に関する事。（部長は、老人会会員の中から1名選出される。）
- (10) 防災部 防災組織の立案、防災器具の拡充、防災知識の啓発、防災訓練、防災リーダーの育成、地区防災体制との連携協力などに関する事。

（役員構成及び選出）

第5条 1 この会は次の役員をおく

会長1名 副会長1名 会計1～2名 総務1～2名 部長 各部より1名
体育副部長1～3名 班長 各班より1名 監事2名

- 2 会長、副会長、部長、監事、会計、副部長は会員の互選による。
- 3 班長は班構成員の互選による。

（役員任期）

第6条 1 役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し再任の場合は連続2年を越えることはできない。
2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。（その年度の総会日を

以って任期終了とする。)

(役員職務)

- 第 7 条**
- 1 会長は会を代表し会務を処理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
 - 3 部長は役員会を構成し、各部の事業の企画、立案その他会の運営上必要な事項を審議処理する。
 - 4 班長は班運営上の連絡、調整に当たる。
 - 5 監事は、庶務、会計を監査する。
 - 6 会計は、会計事務を担当する。

(下部組織)

- 第 8 条** 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班をおく。

(総会)

- 第 9 条**
- 1 総会は、定例総会と臨時総会とする。
 - 2 定例総会は毎年 1 回とし、会長がこれを召集する。
 - 3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の三分の一以上の要請があったとき開催する。
 - 4 総会に付議する事項はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 規約(会則)の制定改廃
 - (2) 予算、決算
 - (3) 事業計画、事業報告
 - (4) 役員改選
 - (5) その他必要と認められる事項
 - 5 総会は、会員過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は議長の決定による。
なお、出席できないときは他に委任することができる。

(その他の会議)

- 第 10 条** 役員会並びに班長会は必要に応じて随時開催する。

(会計)

- 第 11 条**
- 1 この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。
 - 2 会費は月額 300 円とし、入会金は徴収しない。集会所建て替え資金として月額 100 円を積み立てる。会費、積立金とも中途脱会者には返金しない。
 - 3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。
集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
 - 4 会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 5 子供会行事に係わる保険料は自治会が負うものとする。
- 6 連続して一年間を越えて不在となる場合、会員ではあるが、会費は免除する。
ただし、会長に不在期間を届け出て、かつ承認を得ることとする。

(書類及び帳簿)

第12条1 この会に次の書類および帳簿を備えるものとする。

- 2 会員名簿および役員名簿
- 3 金銭出納簿および証票書類
- 4 備品台帳
- 5 会議録および諸記録

(弔慰及び寄付)

第13条1 会員の弔慰については、会員並びに配偶者及び同居家族の時は金 5,000 円とする。

- 2 地域社会への寄付については、5,000 円を限度とする。これを越えるものについては、役員会に諮る。

(自主防災会)

第14条 ふじ自治会区域の防災活動を運営推進する自主防災会を設置する。

自主防災会は別途定める自主防災会規約により運営される。

(建築協定運営委員会)

第15条 ふじ会地区建築協定書に基づく大庭 5066～5082 の建築協定運営委員会を設置する。

当委員会の細則は別途定めるものとする。

運営委員会は大庭 5066～5082 の建築協定者の互選により選出される。

また、運営費用は自治会費とは別に上記建築協定者より徴収する事とする。

(湘南ベルマーレ対応委員会)

第16条 ふじ自治会区域隣接の湘南ベルマーレアスレティックセンター運営への対応を

専門的に推進する湘南ベルマーレ対応委員会を設置する。

対応委員会はふじ自治会員及び副会長、環境衛生部長で構成する。

(経費の執行)

第17条 自治会の経費の執行は次により行う

- (1) 年間 3 万円まで 会計の承認により執行とするが、ただし自治会活動の通常業務以外の支出は役員会の承認を必要とする。
- (2) 年間 3 万円超～30 万円まで ふじ自治会役員会の承認を必要とする。
- (3) 年間 30 万円超 ふじ自治会総会の承認を必要とする。
但し「緊急を要する場合の支出はその範疇ではない。」

(その他)

第 18 条 この会則にない事項に関しては役員会に諮る。

付則

- (1) この会則は昭和 57 年 10 月 31 日から施行する。
- (2) 一部改廃
- (3) 一部改廃昭和 60 年 3 月 31 日
- (4) 一部改廃昭和 61 年 3 月 31 日
- (5) 一部改廃平成元年 3 月 31 日
- (6) 一部改廃平成 2 年 3 月 31 日
- (7) 一部改廃平成 5 年 3 月 31 日
- (8) 一部改廃平成 15 年 3 月 31 日
第 11 条の 2 会費月額 300 円集会所建て替え資金 300 円を現行へ
- (9) 一部追加平成 15 年 3 月 31 日
第 11 条に 6 を追加
- (10) 一部改廃、追加平成 16 年 3 月 31 日
第 5 条の 1 体育副部長 3 名を 1~3 名の現行へ
策 11 条に 7 を追加
- (11) 一部改正第 15 条新規追加平成 17 年 3 月 31 日
- (12) 一部改正第 4 条新規追加平成 18 年 3 月 31 日
- (13) 一部改正第 14 条新規追加平成 19 年 3 月 31 日
第 14 条に自主防災会事項を追加、以下 1 条毎に繰り下がる
- (14) 一部改正 付則「ふじ自治会役員選出規約」を定める。平成 22 年 4 月 1 日
- (15) 一部改廃平成 24 年 3 月 31 日
第 11 条の 2 集会所建て替え資金月額 200 円を 100 円へ
- (16) 一部改廃 平成 26 年 3 月 31 日
第 5 条の 1 会計 1~2 名、総務 1~2 名へ
第 11 条の 2 会費は月額 400 円とし、入会金は徴収しない。
第 11 条の 3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。
集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
第 11 条の 7 を削除（再入会時は入会金を免除する条項を削除）
第 16 条に湘南ベルマーレ対応委員会事項を追加、以下 1 条毎に繰り下がる
- (17) 一部改廃 平成 27 年 3 月 29 日
第 11 条の 2 会費 400 円→300 円
第 15 条の 1 湘南ライフタウン C 地区(旧)建築協定書→ふじ会地区建築協定書

ふじ自治会役員選出規約

1、趣旨

ふじ自治会は発足以来30年となり四囲の環境が大きく変わると共に会員の高齢化、地域内の少子化が顕著になって来た。発足以来継承されて来た自治会役員の選出基準も遵守することが難しくなりつつあり、ここにその対応を諮る目的でふじ自治会会則（以下会則と称す）の付則として規約を定める。

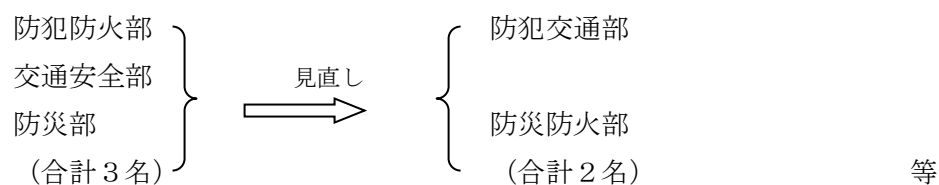
2、役員を選出

- (1) 会則で‘互選’と定めてある通り、立候補、推薦で決まることが原則であり適材適所の考え方からもこの実現を目指すものとする。
- (2) やむなく各班への割当による選出となった場合、各班より役員候補2名（班長候補、部長候補各1名）を選出する。
 - ① 班に於ける役員選出の方法はそれぞれの班の総意に基づく独自の方法であること。
 - ② 世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については役員候補から除外する。
- (3) 班内の役員候補可能な世帯数が10世帯を割込んだ場合、他の班とパートナーを組んで、両班の世帯数を合計した中から1名以上の部長候補を選出しても良い。但し実施に当たっては各班内の総意及び相手班の同意を得ること。
- (4) その他運用上の詳細は役員会議で審議・決定するものとする。

3、役員構成

- (1) 今後も選出役員数の確保が難しくなること、年次途中で病気等で役員の欠員が生じることなどが予測されるため、会則第5条にある各役員については兼務で担当することを認める。
- (2) 将来の選出役員数の減少を鑑み、役員構成の見直しを積極的に進める。

一例として



付則

規約制定 平成22年4月1日

(1) 一部改訂 平成26年3月31日 2条3項 2名の部長候補 → 1名以上の部長候補へ

ふじ自治会役員選出規約に関する<申し送り事項>

2. (3)……1名以上の部長候補を選出しても良い。の扱いについて以下を補足し申し送る。

10世帯未満となった班(パートナーを申し込む側)は、1世帯当たり10年に1度を超えない頻度で役員候補の選出を行う。即ち、入会世帯数が5世帯以上なら隔年、4世帯なら3年間隔、3世帯なら4年間隔等、で役員候補を選出することとする。

10名以上の班(パートナーを申し込まれた側)は、毎年役員候補を選出する。

また、班長は世帯数に関わらず毎年双方の班から立て、自班内を担当する。

…………… 平成27年3月29日 補足追記 ……………

ふじ自治会 自主防災会 規約（改定案）

（名称）

第1条 この組織は、ふじ自治会の自主防災組織で、ふじ自治会自主防災会（以下「防災会」という）と称する。

（目的）

第2条 防災会は大規模の地震が発生した場合、ふじ自治会会員の助け合い精神により迅速且つ効果的に救援・救護活動を行い被害の軽減を図る。

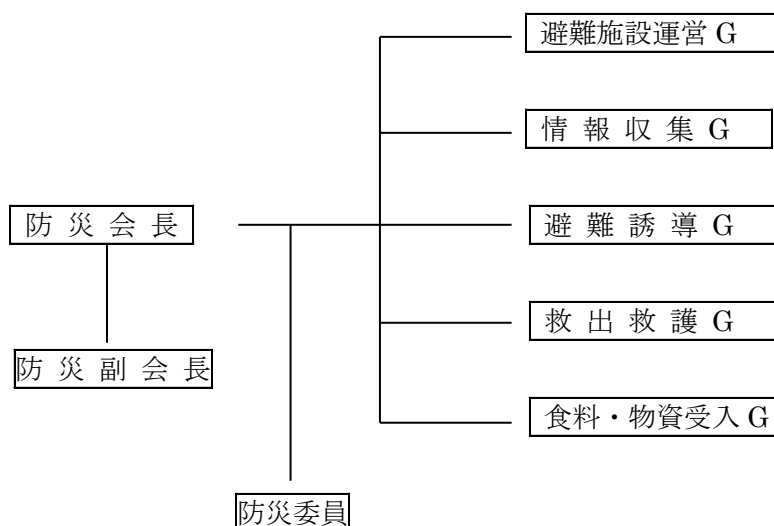
（活動）

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1). 防災に関する知識等の普及 及び 啓発活動
- (2). 藤沢西高等学校避難施設運営委員会への参画
- (3). 災害発生時における、情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、食料・物資の受入れ
- (4). 前号(1)(3)に関する広域訓練への参加
- (5). 救出用資機材の備蓄・管理
- (6). 避難行動要支援者の把握・支援体制の確立
- (7). その他、防災会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 防災会は、ふじ自治会に加入する世帯の自主的な参加で構成し、防災及び災害発生時の活動を円滑に行うため、平常より次のとおり防災会組織を編成する。



2. 防災会長 1名 は自治会の防災部長とする。 防災副会長 1名 は防災委員より選出し、ふじ自治会の役員会が承認し委嘱する。

3. 防災委員は、藤沢市防災リーダー講習修了者など専門知識を有する者にて構成し、ふじ自治会の役員会が選出し委嘱する。
4. 避難施設運営 G(グループ)は、ふじ自治会の各班毎に1名を選出しG員とする。
GL(グループリーダー)・SGL(サブグループリーダー)各1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
5. 情報収集 G は、ふじ自治会の各班毎に1名を選出しG員とする。
GL1名は防災委員、SGL1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時にG員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
6. 避難誘導 G は、ふじ自治会の各班毎に1名を選出しG員とする。
GL1名は防災委員、SGL1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時にG員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
7. 救出救護 G の G 員は防災委員で構成する。
GL1名は防災委員、SGL1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
8. 食料・物資受入 G は、避難誘導 G が役割終了後に継続してその任に当たる。
但し、G員は在宅者で構成し、欠員が生じた場合はふじ自治会の各班から代理人を出す。

(任務)

- 第5条 防災会長は、防災会を代表し、第3条の活動を主宰する。大規模地震発生時には救急活動の必要判断と救援活動の指揮命令、および防災会の会計役を行う。
2. 防災副会長は、会長を補佐し、防災委員の立場から助言及びサポートする。
自治会役員の交代時期(前期総会から新役員による第1回役員会までの間)は会長を代行する。また、会長に事故あるときはその任務の代行を行う。
 3. 各 G の GL は、G の運営に当たる。SGL は、GL を補佐し、GL に事故あるときはその任務を代行する。
 4. 避難施設運営 G は、大規模地震後に藤沢西高等学校避難施設が開設した場合にふじ自治会に割り当てられた職務を担当する。
 5. 情報収集 G は、大規模地震発生時に被害情報・救援要請情報の収集及び藤沢西高等学校避難施設からの生活情報伝達等、在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。
 6. 避難誘導 G は、大規模地震発生時に被災者安否確認と避難施設への避難希望者を一時避難場所へ誘導する。大火災発生時は、広域避難場所への誘導を行う。
 7. 救出救護 G は、平常時においては防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備。
大規模地震発生時には倒壊家屋などに閉じ込められた被災者の有無、行方不明者の救出活動、災害弱者の安全確保などを行う。
 8. 食料・物資受入 G は、藤沢西高等学校避難施設運営委員会に対して必要支援物資の支給要請と受け入れを行う。

(任期)

第6条 防災会G員の任期は、4月から1年間とする。但し、再任することができる。

(防災会G員の承認)

第7条 防災会G員は、ふじ自治会役員会の承認を得て自治会会長が委嘱する。

(防災計画)

第8条 防災会は、地震による被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1). 大規模地震発生時における救援組織の編成 及び 任務分担に関すること
 - (2). 防災知識の普及に関すること
 - (3). 大規模地震発生時における、情報の収集伝達、救出救護 及び 避難誘導に関すること
 - (4). 救出用資機材などの備蓄 及び 管理に関すること
 - (5). 避難行動要支援者への支援体制に関すること
 - (6). その他、必要な事項

(幹事会)

第9条 防災会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、防災会長、防災副会長 及び 避難施設運営G、情報収集G、避難誘導G、救出救護Gの各GL・SGL、および防災委員で構成する。
3. 幹事会は、防災会長が開催し議長となる。

(審議)

第10条 幹事会は、次の事項を審議し、ふじ自治会の総会で承認を得る。

但し、緊急を要する事項はふじ自治会役員会の承認を得て実施することができる

- (1). 防災会規約の改定に関すること
- (2). 防災計画の変更に関すること
- (3). 年間活動計画

(経費)

第11条 防災会の活動に関して必要な費用は、ふじ自治会の防災経費として予算に計上し役員会の承認を得る。

2. 会計年度は、ふじ自治会の会計年度にあわせる。

(付則)

第12条 この規約は、ふじ自治会総会で承認された日から実施する。

ふじ自治会同好会事業助成金給付規程

1. 趣旨

この規定は、ふじ自治会会則第17条の規定に基づき、ふじ自治会主要事業活動のうち、同好会活動を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 同好会

ふじ自治会会則第2条に定める組織内で、その活動を通じて第3条の目的を更に推進するもの。

(2) 事業

同好会は5月役員会までに広報部の回覧により自治会全世帯にその会員を募り、その結果として5世帯以上かつ5人以上の会員があるものの活動とする。

3. 助成金

支給は成人のみとし助成金の額は次の額とする。

イ、会員数が 10人未満は、10,000円 10人以上は、20,000円

ただし、年度同好会予算を超えない範囲とする。超える申請があった場合は、同好会代表者の協議により予算内で分配するものとする。

4. 事業報告と助成金支給申請

同好会の代表者は、5月役員会までに事業計画書を添えて自治会長に助成金の支給申請をすることができる。

(1) 事業計画書は書面によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

イ. 代表者の住所、氏名、電話番号

ロ. 会員の班、氏名

ハ. 事業の内容

(2) 助成金の使用内容については、相互の信頼に基づき各同好会内で会計内容を記録し、会員が随時閲覧できるようにしなければならない。

(3) 助成金の支給は、申請が役員会において承認されてから1ヶ月以内に同好会の代表者に支給される。尚、支給された同好会はその年の年度末までに自治会長へ活動を報告する。

5. 備品

(1) 同好会活動に別途備品等が必要な場合は、同好会の代表者はあらかじめ自治会長に申請し、役員会の承認を得なければならない。

(2) 備品は、その予算の範囲内で購入するものとし、同好会の代表者は年度末にその保管状況を自治会長に文書で報告しなければならない。

6. その他

この給付規定に定めのないこと等が生じた場合、その都度役員会に諮ることとする。

・ 付則

(1) この規定は、平成13年度4月1日から適用する。

(2) 一部改廃 平成16年2月21日

(3) 平成19年1月20日に 4の〈3〉を追加する。

(4) 1趣旨の「…会則15条…」を「…会則16条…」に修正。平成22年4月1日

(5) 1趣旨の「…会則16条…」を「…会則17条…」に修正。平成26年4月1日

ふじ自治会 平成27年度活動計画(案)

I:自治会基本活動の継続

- ✓ 各々が今まで築き上げてきた活動の継続
- ✓ 綺麗な街づくりに向けた 公園・緑道清掃活動の継続
- ✓ 犯罪がない明るい街づくりに向けた 防犯パトロールの継続

II:自主防災会活動の推進

- ✓ 新「防災計画」の自治会会員向け説明会開催と防災計画の実践
- ✓ 避難行動要支援者に対する支援体制確立に向けた取り組み

III:会員相互の親睦・融和の推進

- ✓ レクリエーション大会等 小糸社体協行事への参加促進
- ✓ 各班での親睦会を通じ 会員相互の親睦と融和を推進
- ✓ 親睦会用費用の予算化と継続

IV:集会所塗装等リニューアルに向けた取り組み

- ✓ 集会所建物調査報告書での指摘部分の対処計画（見積、予算化等）

V:ふじ会地区建築協定書の更新手続き

平成27年度 ふじ自治会予算(案)

1. 一般会計(収入の部) (単位 円)

費目	予算	前期実績	備考
自治会費	878,400	1,089,000	
前期分	439,200	540,000	2,400×183
後期分	439,200	549,000	2,400×183
藤沢市交付金	107,650	108,200	550×183+7000
資源ごみ回収金	60,000	59,893	
雑収入	400	398	利息
小計	1,046,450	1,257,491	
前年度繰越金			
合計			

2. 一般会計(支出の部) (単位 円)

費目	予算	前期実績	備考
会議費	20,000	70,473	総会用資料印刷代
事務費	50,000	10,121	諸資料作成費等
親睦行事費	100,000	0	班別懇親会(@500x200)
集会所維持費	148,000	160,066	
火災保険料	35,000	32,760	
電気代	30,000	28,080	
ガス代	10,000	8,928	
上下水道代	18,000	17,674	
修理保全費	55,000	72,624	
社会福祉費	113,000	96,213	
赤十字社	38,000	38,133	募金(前年度実績を踏襲)
赤い羽根	40,000	40,000	募金(前年度実績を踏襲)
年末助け合い	15,000	15,000	募金(前年度実績を踏襲)
高齢者祝い品	20,000	3,080	
体育費	100,000	84,665	
防災費	50,000	14,271	
防犯防火費	20,000	17,737	
環境衛生費	10,000	0	
広報文化費	10,000	2,314	
交通安全費	10,000	0	
同好会助成金	80,000	70,000	ゴルフ, ソフトボール, 卓球, 健歩
活動諸経費	117,000	112,200	
社体協分担金	55,000	53,700	
各種団体会費	37,000	38,500	大庭地区自治会連合会
厚志等	25,000	20,000	夏祭り, レク大会, 香料
予備費	100,000	0	
建替え積立金	219,600	217,800	特別会計へ(100x12x183世帯)
小計	1,147,600	855,860	
翌年度繰越金			
合計			

3. 特別会計(収支) (単位 円)

費目	予算	前年実績	備考
前年度繰越金			①
建替え積立金	219,600	217,800	②
前期分	109,800	108,000	600×183
後期分	109,800	109,800	600×183
建築協定会費	0	0	③
雑収入	2,300	2,394	④
定期預金利息	2,100	2,173	立替積立金口座
普通預金利息	200	219	特別会計口座
普通預金利息	0	2	建築協定会費口座
小計	221,900	220,194	⑤=②+③+④
建築協定口座支出	5,000	0	⑥ 建築協定書更新印刷費用
翌年度繰越金			①+⑤-⑥
定期預金			立替積立金口座
普通預金			特別会計口座
普通預金			建築協定会費口座

平成27年度 ふじ自治会 役員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
会長	石澤	13班		
副会長	栗原	9班		
総務部長	角田	2班		
集会所管理担当	三谷	3班		
会計部長	渡部	12班		
副会計部長	三谷	3班		
防災部長	田之倉	7班		
体育部長	佐々木	14班		
副体育部長	諸見里	10班		
環境衛生部長	坂上	11班		
防犯防火部長	石井	8班		
社会福祉部長	宇賀神	4班		
広報部長	高田	5班		
交通安全部長	池谷	6班		
会計監査	浅井	5班		
会計監査	市川	8班		

平成27年度 ふじ自治会 班長名簿

担当班	氏名	班	住所	電話番号
1班	浦	1班		
2班	村松	2班		
3班	矢野	3班		
4班	鈴木	4班		
5班	佐藤	5班		
6班	柿原	6班		
7班	原	7班		
8班	浅田	8班		
9班	松村	9班		
10班	高橋	10班		
11班	木村	11班		
12班	佐藤	12班		
13班	板橋	13班		
14班	梅澤	14班		

平成27年度 ふじ会地区 建築協定委員会 委員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
委員長	石澤	13班		
副委員長	栗原	9班		
委員	角田	2班		
委員	坂上	11班		
会計	渡部	12班		

平成27年度 ふじ自治会 自主防災会 役員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
会長*	田之倉	7班		
副会長	防災委員より			
避難施設運営SGL	三谷	3班		
情報収集GL	防災委員より			
避難誘導GL	防災委員より			
救出救護GL	防災委員より			
食糧・物資受入GL	防災委員より			

* 会長は避難施設運営GLを兼務

平成27年度 台谷公園愛護会 委員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
会長	坂上	11班		
副会長	宇賀神	4班		
副会長	石井	8班		
会計責任者	渡部	12班		
監査	諸見里	10班		

平成27年度 ベルマーレ対応委員会 委員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
委員長	井上	13班		
副委員長	栗原	9班		
委員	坂上	11班		
委員	板橋	13班		
委員	半村	13班		
委員	伊藤	14班		
委員	佐藤	12班		

ふじ自治会集会所利用の手引き

1.利用申し込みのできる人。

(1)藤沢市民であるとともに、ふじ自治会の会員または会員の家族であること。

(2)未成年だけの利用の場合は、必ず成人の保護者が利用責任者となり、使用中付き添って最後の点検鍵の返還まで行う。

2.利用時間

(1)原則午前8時から午後10時までとする。また利用時間には準備から後片付けまでを含む。但し、特別な理由により事前利用申請があり、承認された場合にはこの限りではない。

3.利用の手続き

(1)集会所利用については、(a)定期使用と (b)臨時使用に区分し、各々「使用願」を提出し承認を得て利用すること。*「使用願」は“ふじ自治会ホームページ”(以下HPと略す)より入手可能。

(a)定期利用の場合

同好会活動等で集会所を定期利用するサークルは、「集会所定期使用願」に必要事項を記入し毎年4月開催の第一回役員会までに提出し、役員会で定期利用の承認を受けること。

また、年度途中で新たに「集会所定期利用願」を提出する場合は、直近の役員会までに提出し承認を受けること。

(b)臨時利用の場合

利用者は、集会所空き状況をHPで(または*集会所管理者に)確認し、「集会所臨時使用願」に必要事項を記入し集会所管理者に提出し、必ず臨時使用の承認を受けること。

臨時利用については、年間を通じて随時利用を受け付ける。

*集会所管理者は各年度の役員の中から選出する。

(2)「**使用願」・「**使用承認証」の提出・受領に関してはメール、またはFAXの利用も認める。この方法を利用した場合は「押印」の省略を認めることとする。

4.利用と利用後の手順

(1)利用申請者は集会所管理者より、それぞれの「使用承認証」を受領する。また、鍵の借用については下記(a) (b)のとおりとする。

(a)定期使用の場合には、鍵番号を記入した「借用証書」(用紙はHPより入手可能)を提出して定期借用する。

(b)臨時使用の場合には、原則として使用当日、または前日に集会所管理者から借用する。

(2)利用(使用)した後は、所内保管の「使用後の確認事項」のチェックシートに基づき点検・チェックする。

- ①使用した備品の片付け(汚した場合はきれいに拭く)
- ②使用各所の清掃
- ③水道・ガスの元栓の確認(締め忘れおよび火の始末)
- ④ごみの始末(ごみはすべて持ち帰り、集会場内には残さない)
- ⑤冷暖房機器の停止(消し忘れのないように)
- ⑥戸締まり(閉め忘れのないように)
- ⑦消灯(消し忘れのないようにブレーカーを落としてください)
- ⑧最後に、集会場の玄関の施錠後、門扉をきちんと閉めて離れる。

(3)借用した鍵は、「定期利用者」は使用期間終了後、また「臨時利用者」は使用后すみやかに集会所管理者に返却する。

5.利用のキャンセル

(1)キャンセルが分かった時点にすみやかに集会所管理者へ連絡し、<キャンセル>を伝え使用予定の修正をお願いする。

- (2)既に取得済みの「使用承認書」にもくキャンセル>と書いて、集会所管理者へ提出する。
すでに鍵を借用していた場合には同時に返却する。

【利用上の注意事項】

ふじ自治会集会所は藤沢市の資産ですが、ふじ自治会に管理・運営を委託されています。
集会所は住宅と隣接しているので、利用時ばかりでなく集会所への出入りの際には、近所に迷惑を掛けないように気をつけてください。

万一、建物に損傷を与えたり、機器や備品を損傷した場合は、利用責任者が実費を負担することになります。

- (1) 品物の販売・斡旋・カタログ販売などの営業行為は禁止です。
- (2) 講師・家元・先生などによる有料の教室・道場・教習所としての使用は禁止です。
- (3) 楽器・音響機器の使用は制限があるので、詳細については集会所管理者に尋ねてください。
また、使用の際には、音量に配慮し、必ず窓や戸を閉めてください。
* 管・弦・打楽器
* カラオケ機器
* ラジオカセット(ラジカセ)
* テープレコーダー, など
- (4) ダンスシューズ、下駄などの使用は禁止です。
ただし、上履き用としてのズック靴, スリッパ, 草履, 足袋などの使用は認めます。
- (5) 厨房以外では、料理用ボンベなどの火気の使用は禁止です。
ただし、ホットプレート, 電熱器などの使用は認めます。
- (6) 駐車場および周辺道路上での駐車は禁止です。
ただし、身障者用車, 作業車, 用具運搬車などは事前の申請に基づき、駐車場内での「駐車許可書」を発行します。
- (7) 持ち込みの機器・用具による事故および備品・建物の損傷については、機器・用具の利用者の責任によりすべて対処してください。
- (8) 集会所内及び敷地内では禁煙とします。

付 記

- (1)ふじ自治会集会所利用の手引き作成
- (2)利用上の注意事項の(7).(8)を追記
- (3)3項～6項の利用方法について見直しし、改定
- (4)3項～6項の利用方法について見直しし、改定

制定:平成10年04月01日
追記:平成17年03月31日
改定:平成12年04月21日
改定:平成26年06月21日

ふじ自治会ホームページ運営規約

2015.1.17

1. 目的

次のことを目的とし、ふじ自治会ホームページ(以下HPと略す)を運営する。

- ① 自治会の活動内容を掲載し、自治会会員に自治会活動を広報する。
- ② 自治会規約類、行事予定、お知らせなど、自治会会員が知りたいときに、いつでも知ることのできる閲覧板の補てん機能を提供する。

2. 運営・管理

- ① HPの運営は「湘南大庭ポータルサイト利用規約」を遵守し、HP委員会にて行う。
- ② HP委員会は委員長1名と委員若干名で構成する。
- ③ HP委員会は自治会役員会の承認を得て自治会長が委嘱する。
- ④ HP委員会はHPの運営に関する会合を必要に応じ開催する。
- ⑤ 委員長を統括管理者とし、HPを構成する各ページに管理者を定める。
- ⑥ 管理者は、HPのパスワード等の情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑦ 各ページの管理者は自治会役員、同好会の代表と連携し、常に最新情報を掲載することに努める。
- ⑧ 会員より掲載内容の修正、あるいは削除依頼があった場合、HP委員会は速やかに内容を検討し、適切な処置をとる。
- ⑨ お問い合わせに投稿が合った場合、HP委員会は速やかに内容を検討し、適切な処置をとる。
- ⑩ HP運営に費用が発生する場合、事前に役員会の承認を得て自治会に請求する。

3. 掲載項目

自治会活動に関する以下の項目を掲載する。

- ① 自治会組織と活動内容
- ② 自治会規約類、自治会行事予定、お知らせ、集会所使用予約状況・利用申し込み
- ③ 同好会の活動情報、参考となる近隣情報

4. 掲載禁止事項

- ① 社会規範・公序良俗に反する事項
- ② 営利事項
- ③ 個人の誹謗・中傷に関する事項

5. 個人情報の扱い

- ① 役員、班長、その他自治会の代表としての氏名の掲載は可とし、極力 姓と班名の組み合わせ表記とする。
- ② 本人の了承がある場合を除き、個人の住所・電話番号・メールアドレス・年齢は掲載しない。
- ③ 個人を特定する顔写真は掲載しない。ただし、本人の了承を得られた場合、および活動報告のスナップ写真(個人が特定出来ないサイズ・またはぼかすことを推奨)等の掲載は可とする。
- ④ その他、本人の了承がある場合を除き個人の情報に関する内容は掲載しない。

6. 免責事項

ふじ自治会 HP の閲覧により生じた一切の損害について、ふじ自治会及び HP 委員会はいかなる責任も負わない。



湘南大庭ポータルサイト > ふじ自治会

ごみの分類と収集日程

- ☞ [ごみの分け方・出し方](#)
- ☞ [収集日程表\(10月～3月\)](#)

組織と活動状況

- ☞ [組織 \(役員 規約\)](#)
総会 役員会 各委員会
- ☞ [自主防災会](#)

行事日程・活動状況

- ☞ [自治会内スケジュール](#)

イベントカレンダー

《2015年2月》

日	月	火	水	木	金	土	これからの予定
1	2	3	4	5	6	7	03月06日 20:00 - 03月06日 20:30
8	9	10	11	12	13	14	☞ 防犯パトロール 3・4班
15	16	17	18	19	20	21	03月14日 07:15 - 03月14日 17:00
22	23	24	25	26	27	28	☞ 健歩会 薩った峠

03月14日 19:00 - 03月14日 21:00
☞ [ふじ自治会 役員会](#)

[最初](#)
[前へ](#)
1
[2](#)
[3](#)
[次へ](#)
[最後](#)

サブページ新着情報

- ☞ [2月役員会議事録をUP](#)
新着情報 | 組織と活動報告
2015年 2月23日 20時56分
- ☞ [吾妻山公園～菅我梅林](#)
新着情報 | 健歩会
2015年 2月22日 14時23分
- ☞ [女子トイレ暖房便座交換](#)
新着情報 | 集会所の利用
2015年 1月31日 17時09分
- ☞ [電子レンジを設置](#)
新着情報 | 集会所の利用